○下関市自転車等駐車場条例

平成２５年１２月２５日

条例第１７３号

改正　平成２８年６月２４日条例第５４号

下関市自転車等駐車場条例（平成１８年条例第６２号）の全部を改正する。

（設置）

第１条　市内の鉄道駅周辺における自転車等の駐車秩序を確立することにより、街の美観を維持するとともに、自転車等利用者の駐車の利便を図るため、自転車等駐車場（以下「駐車場」という。）を設置する。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 自転車　道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第２条第１項第１１号の２に規定する自転車をいう。

(2) 原動機付自転車　道路交通法第２条第１項第１０号に規定する原動機付自転車をいう。

(3) 普通自動二輪車　道路交通法第３条に規定する普通自動二輪車（側車付きのものを除く。）をいう。

(4) 大型自動二輪車　道路交通法第３条に規定する大型自動二輪車（側車付きのものを除く。）をいう。

(5) 自転車等　自転車、原動機付自転車、普通自動二輪車及び大型自動二輪車をいう。

（名称及び位置等）

第３条　駐車場の種別は、有料駐車場及び無料駐車場とし、その名称、位置及び駐車できる自転車等は、別表第１のとおりとする。

（利用時間）

第４条　駐車場の利用時間は、午前０時から午後１２時までとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

（有料駐車場の利用区分）

第５条　有料駐車場の利用の区分は、次のとおりとする。

(1) 定期駐車　利用期間が１月（月の初日から末日までの期間をいう。）を単位とする駐車をいう。

(2) 一時駐車　１回（駐車場への入場から退場までをいう。）を単位とする駐車をいう。

２　定期駐車をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に申請し、定期駐車券の交付を受けなければならない。

３　市長は、前項の規定による申請の際、既に申請を受けた定期駐車の台数が有料駐車場ごとにあらかじめ定めた定期駐車台数の上限に達しているときは、定期駐車券の交付をしないことができる。

４　第２項の規定により交付を受けた定期駐車券の有効期間が終了した後、引き続き定期駐車をしようとする者は、規則で定めるところにより、当該定期駐車券を更新することができる。

５　前各項に規定するもののほか、定期駐車に関し必要な事項は、規則で定める。

（利用の許可）

第６条　有料駐車場を利用しようとする者は、前条第１項に定める利用の区分に応じ、市長の許可（以下「利用許可」という。）を受けなければならない。この場合において、市長は、利用許可に必要な条件を付すことができる。

２　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可をしないことができる。

(1) 有料駐車場を利用する際、既に当該有料駐車場に収容できる台数の利用があるとき。

(2) 自転車等が有料駐車場の管理に支障を及ぼす形態であるとき。

(3) 前２号に掲げるもののほか、市長が当該自転車等の駐車を不適当と認めるとき。

（利用期間）

第７条　駐車場の利用者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間の範囲内で駐車場を利用しなければならない。

(1) 定期駐車利用者（定期駐車券の交付を受けた者をいう。以下同じ。）　定期駐車券の有効期間

(2) 一時駐車利用者（一時駐車の利用の許可を受けた者をいう。以下同じ。）　１回の利用につき、自転車等を駐車した日から起算して７日を超えない期間

(3) 無料駐車場の利用者　１回の利用につき、自転車等を駐車した日から起算して１４日を超えない期間

（供用の休止）

第８条　市長は、工事その他の理由により必要があると認めるときは、駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。この場合においては、当該駐車場の見やすい場所に、あらかじめその旨を掲示しなければならない。

（使用料等）

第９条　定期駐車利用者及び一時駐車利用者は、別表第２に定める使用料を納付しなければならない。

２　定期駐車利用者は、規則で定めるところにより、別表第３に定める定期駐車券に係る費用を納付しなければならない。

３　使用料及び定期駐車券に係る費用の納付時期は、規則で定める。

４　第７条第１号及び第２号に規定する利用期間を超えて有料駐車場を利用した者は、その駐車した自転車等を自転車等駐車場から出場する（第１７条第２項の規定により当該利用に係る自転車等が撤去された場合を含む。）までの間、当該利用期間を超過する日数１日ごとに、当該自転車等の種類に応じ、別表第２に定める一時駐車の使用料に相当する額を、第１項の使用料に加算して納付しなければならない。

５　市長は、定期駐車利用者及び一時駐車利用者がその駐車した自転車等を出場させない場合は、当該自転車等の所有者から第１項の使用料及び前項の使用料に相当する額を徴収することができる。

（使用料の減免）

第１０条　市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。

（使用料の還付）

第１１条　既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

２　前項の規定にかかわらず、第８条の規定による駐車場の全部の供用の休止が２４時間を超えたときは、規則で定めるところにより、当該駐車場の定期駐車に係る使用料の全部又は一部を還付することができる。

（権利譲渡等の禁止）

第１２条　定期駐車利用者は、定期駐車の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（定期駐車券の交付の取消し）

第１３条　市長は、定期駐車利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該定期駐車利用者に係る定期駐車券の交付を取り消すことができる。

(1) 定期駐車の申請に虚偽又は不正があったとき。

(2) 前条の規定に違反したとき。

(3) 前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

（遵守事項）

第１４条　駐車場に自転車等を駐車する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 駐車する自転車は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和５５年法律第８７号）第１２条第３項に規定する防犯登録を受けたものであること。

(2) 他の自転車等の駐車の妨げとならないよう駐車すること。

(3) 駐車場を利用する際は、当該駐車場ごとに指定された方法により駐車すること。

(4) 駐車する自転車等の転倒等による破損の防止及び施錠等による盗難の防

止に努めること。

（禁止行為）

第１５条　駐車場内においては、何人も次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 自転車等の駐車を妨げること。

(2) 駐車場の施設及び自転車等を汚損又は破損すること。

(3) 発火、引火若しくは爆発のおそれがある物品又は悪臭を発生する物品を持ち込むこと。

(4) 前３号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼす行為又は支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

（利用許可の取消し等）

第１６条　市長は、駐車場の利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用許可を取り消し、若しくは利用許可に付された条件を変更し、又は行為の中止、駐車場からの退去若しくは自転車等の移動を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 前条各号の規定に違反し、又は違反するおそれがあるとき。

（利用期間を超えて駐車された自転車等の措置）

第１７条　市長は、第７条の規定による利用期間（定期駐車により駐車された自転車等にあっては同条第１号に規定する利用期間の末日の翌日から起算して７日）を超えて駐車場内に駐車された自転車等（以下「長期駐車自転車等」という。）があるときは、当該長期駐車自転車等を駐車した者（以下「長期利用者」という。）に対し、期限を定めて、当該長期駐車自転車等を当該駐車場内から移動するよう命ずることができる。

２　市長は、前項の規定により移動を命じたにもかかわらず、期限を超えてもなお当該長期駐車自転車等が駐車されているときは、当該長期駐車自転車等を撤去することができる。この場合において、市長は、撤去した長期駐車自転車等を保管しなければならない。

３　市長は、前項の規定により長期駐車自転車等を保管したときは、その旨を告示するとともに、長期利用者に当該長期駐車自転車等を返還するため必要

な措置を講じるものとする。

４　市長は、前項の規定により必要な措置を講じたにもかかわらず、前項の規定による告示の日から起算して３月を経過してもなお長期利用者に当該長期駐車自転車等を返還することができないときは、当該長期駐車自転車等を処分することができる。

（費用の徴収）

第１８条　市長は、前条第２項の規定により保管した長期駐車自転車等を返還する場合は、当該長期駐車自転車等の撤去及び保管に要した費用を当該長期駐車自転車等の返還を受けようとする者から徴収することができる。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

２　前項の規定により徴収する費用の額は、１台につき２，０００円以内で規則で定める額とする。

（無許可で駐車された自転車等の措置）

第１９条　前２条の規定は、利用許可を受けずに有料駐車場に駐車された自転車等（以下「無許可自転車等」という。）に対する市長の措置について準用する。

２　無許可自転車等の所有者又は使用者は、無許可で駐車していた期間中について、別表第２に掲げる自転車等の種類に応じ、同表に定める一時駐車の使用料に相当する額を納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

３　前項の規定による無許可自転車等に係る使用料の算定の基礎となる日については、市長が定めるところによる。

（損害賠償）

第２０条　駐車場の施設等を破損した者は、その損害を賠償しなければならない。

（損害の責任）

第２１条　駐車場に駐車中の自転車等の損傷又は盗難並びに第１７条第２項の規定により長期駐車自転車等を撤去し、及び保管した場合における、その撤

去又は保管中の当該自転車等の破損等の損害が生じても、市は、その責めを負わない。

（指定管理者による管理）

第２２条　市長は、第１条の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に有料駐車場の管理を行わせることができる。

２　指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、有料駐車場の管理を行わなければならない。

３　第１項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合において、当該指定管理者が行う業務は、次に掲げるものとする。

(1) 有料駐車場の施設及び設備の維持管理に関する業務

(2) 有料駐車場の利用の許可に関する業務

(3) 前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

４　第１項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、第４条ただし書中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「ときは」とあるのは「ときは、あらかじめ市長の承認を得て」と、第５条第２項及び第３項、第６条、第８条、第１３条並びに第１６条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第８条中「全部又は一部」とあるのは「一部」と、第２１条中「市」とあるのは「市及び指定管理者」として、これらの規定を適用する。

（利用料金の収受）

第２３条　市長は、適当と認めるときは、指定管理者に有料駐車場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

２　利用料金の額は、第９条第１項に定める使用料の額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得た上で、指定管理者が定める。この場合において、市長は、当該承認をした利用料金の額について告示するものとする。

３　指定管理者は、前項の承認を受けた利用料金の額を有料駐車場の見やすい

場所に掲示しておかなければならない。

４　利用料金の納付、減免及び還付については、第９条、第１０条及び第１１条の規定を準用する。この場合において、第９条（第２項を除く。）から第１１条までの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第９条第５項、第１０条及び第１１条第１項中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

５　市長は、必要があると認めるときは、指定管理者から利用料金の一部を納付金として徴収することができる。

（委任）

第２４条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成２６年規則第９３号で平成２６年９月１日から施行。ただし、条例別表第１　１　有料駐車場の表中　下関市下関駅原動機付自転車等駐車場の項の規定は、平成２６年１１月１日から施行）

（施行の際に駐車されている自転車に対する措置）

２　この条例の施行の際、現に下関市下関駅北自転車駐車場に駐車されている自転車については、この条例の施行の日をもって利用許可を与えたものとみなして、この条例の規定を適用する。

附　則（平成２８年６月２４日条例第５４号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第１（第３条関係）

１　有料駐車場

名称	位置	駐車できる自転車等
下関市下関駅南自転車駐車場	下関市竹崎町四丁目１番３７	自転車
下関市下関駅北自転車駐	下関市竹崎町四丁目１	

車場	番３	
下関市下関駅原動機付自転車等駐車場	下関市竹崎町四丁目１番７１	原動機付自転車、普通自動二輪車及び大型自動二輪車

２　無料駐車場

名称	位置	駐車できる自転車等
下関市綾羅木駅前自転車駐車場	下関市綾羅木本町二丁目６番７	自転車及び原動機付自転車
下関市長府駅南自転車駐車場	下関市長府松小田本町２番３７	
下関市長府駅北自転車駐車場	下関市長府松小田北町５番２７	
下関市安岡駅前自転車駐車場	下関市安岡駅前一丁目１５７番２	
下関市小月駅前自転車駐車場	下関市小月駅前一丁目１１７２番３	
下関市幡生駅東自転車駐車場	下関市幡生本町１４番９６	
下関市幡生駅西自転車駐車場	下関市幡生宮の下町９３番２７	
下関市吉見駅前自転車駐車場	下関市吉見本町一丁目１２６９番７	
下関市新下関駅東自転車駐車場	下関市秋根南町一丁目１番２	
下関市新下関駅西自転車駐車場	下関市秋根南町一丁目１番２	
下関市新下関駅南自転車駐車場	下関市秋根南町一丁目７６１番２	
下関市梶栗郷台地駅東自	下関市綾羅木新町三丁	

転車駐車場	目９５０番１１	
下関市梶栗郷台地駅西自転車駐車場	下関市梶栗町四丁目９５０番４	
下関市梅ケ峠駅前自転車駐車場	下関市豊浦町大字厚母郷字梅ケ峠２番１	
下関市湯玉駅前自転車駐車場	下関市豊浦町大字宇賀７４３７番２	自転車、原動機付自転車及び普通自動二輪車（総排気量０．１２５リットルを超えるものを除く。）
下関市小串駅前自転車駐車場	下関市豊浦町大字小串８番３３８	
下関市川棚温泉駅前自転車駐車場	下関市豊浦町大字川棚７０９７番４	
下関市黒井村駅前自転車駐車場	下関市豊浦町大字黒井２２７６番９	

別表第２（第９条、第１９条関係）

自転車等の種類	利用区分	利用期間	使用料	
			一般	学生
自転車	定期駐車	１月	１，５００円	１，０００円
	一時駐車	１回	２時間を超える場合について、利用を開始した時から２４時間までごとに１００円	
原動機付自転車、普通自動二輪車、大型自動二輪車	定期駐車	１月	２，５００円	
	一時駐車	１回	２時間を超える場合について、利用を開始した時から２４時間までごとに２００円	

備考　「学生」とは、学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する学校、同法第１２４条に規定する専修学校又は同法第１３４条に規定する各種学校に通学している者をいい、「一般」とは、学生以外の者をいう。

別表第３（第９条関係）

種類	金額
定期駐車券に係る費用	５００円